

<一般委託>

横須賀市データ連携基盤整備・運用支援業務委託仕様書

横須賀市データ連携基盤整備・運用支援業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	データ連携基盤の整備・運用支援を行う。
2	履行期間	契約締結の日 から 令和5年3月31日 まで
3	施行場所	本市が別途指定する場所
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	なし
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市 経営企画部 デジタル・ガバメント推進室 片桐 TEL:046-822-9615 FAX:046-822-9463

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none">・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	---

横須賀市データ連携基盤整備・運用支援業務委託
特記仕様書

横須賀市デジタル・ガバメント推進室

1	業務名	3
2	概要	3
	(1) 業務概要及び目的	3
	(2) 本業務の範囲	3
	(3) 履行期間	3
3	本業務の基本指針	3
4	本業務の非機能要件	4
	(1) 実施計画・実施体制	4
	(2) 開発環境	4
	(3) サプライチェーン・リスクへの対応	4
	(4) 情報セキュリティポリシーの遵守	5
	(5) 機密保持・個人情報保護	5
	(6) 調整・協議	5
	(7) 所有権の移転	5
	(8) 経費内訳の調査	5
	(9) 知的財産権	5
	(10) 再委託	5
5	データ連携基盤の要件	6
6	運用支援業務	6
	(1) 運用支援期間	6
	(2) 業務要件	6
7	提出物	6
	(1) 提出物	6
	(2) 提出時期・提出方法	7
8	その他	7
9	参考情報	7

1 業務名 横須賀市データ連携基盤整備・運用支援業務委託

2 概要

本仕様書は、本市のデータ連携基盤整備・運用支援業務に関し必要とされる要件について記述したものである。

(1) 業務概要及び目的

本市は、データ流通、データ利活用によるスマートシティの推進を支えるため、オープンデータの公開をはじめ、様々な分野のデータを連携し利活用が可能となるデータ連携基盤の本格運用に向けて検討を進める。

本業務は上記に必要なデータ連携基盤の利用環境を提供するとともに、データ連携基盤を用いた検討に関する技術支援を行うものである。

(2) 本業務の範囲

①データ連携基盤の整備

各主体のデータを連携、利活用できるデータ連携基盤の利用環境を提供し、データ連携に必要な開発を行う。

②データ連携基盤の運用支援

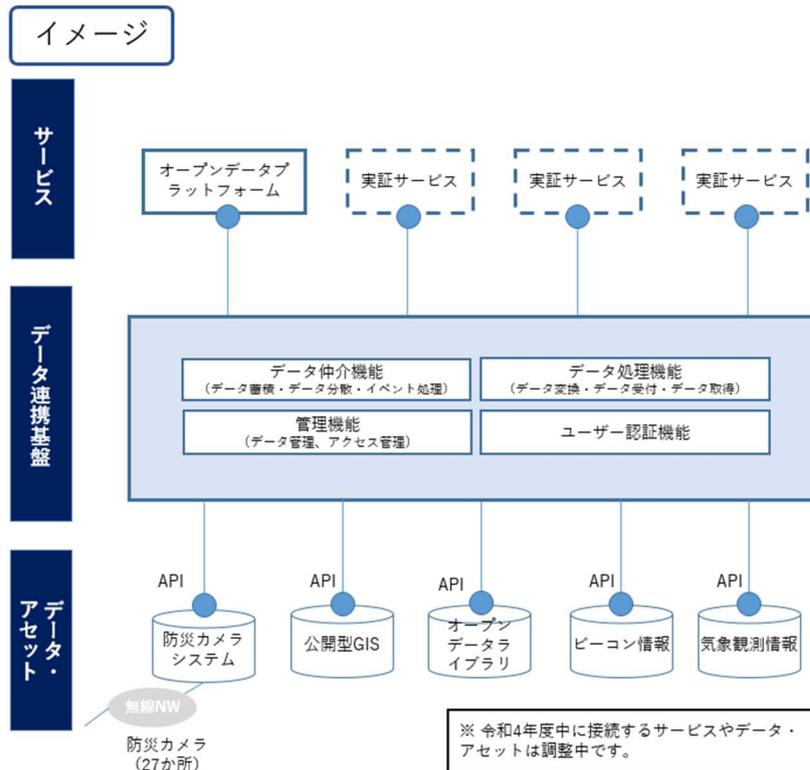
データ連携基盤の運用サポートとして、本市からの問い合わせ対応や技術支援を行う。

(3) 履行期間

契約締結の日から～令和5年3月31日

3 本業務の基本指針

データ連携基盤構築における方針は以下のとおりとし、受託にあたっては、これらに準拠した内容とすること。



- ① 行政や民間の有する様々なデータの集積・共有・活用を可能とするデータ連携基盤を構築すること。
- ② 将来性を考慮したシステム稼働環境を実現し、システム全体として導入後、令和5年度以降も継続可能な構成とする。
- ③ 横須賀市の担当者にデータ連携基盤の各機能に関する説明、操作に関する講習を行い、担当者によるデータ利活用を支援する。
- ④ データ連携にあたってはデータ提供者と協力し、データ連携のための仕組みを実装する。
- ⑤ 「スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）」（総務省）を参考としながら適切なセキュリティ対策を実施するものであること。なお、データ連携基盤に関してはスマートシティセキュリティガイドライン導入チェックシートに沿って提案すること。
- ⑥ データ連携基盤は、多様な主体が活用できるようFIWAREのコンポーネントを中心に構築すること。

4 本業務の非機能要件

(1) 実施計画・実施体制

受託者は、本業務を遂行する実施体制を確保し実施計画とともに実施体制図を提示すること。実施計画を元に本市とキックオフミーティングを開催すること。また、必要に応じて本市とのミーティングを随時開催すること。ミーティングの議事要録は受託者が作成すること。

(2) 開発環境

本業務に必要な機器等の開発環境は受託者において準備すること。

(3) サプライチェーン・リスクへの対応

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（内閣サイバーセキュリティセンター発行 令和3年度版）」を踏まえ、対策を講じること。

データ連携基盤の主要な要素はオープンソース、ライセンスフリーのもので構成し、将来、特定の者に依存することなく安定運用できるものとする。こと。（いわゆるベンダーロックインの排除を考慮すること）

(4) 情報セキュリティポリシーの遵守

「横須賀市情報セキュリティポリシー」(注)を遵守すること。

(注)「横須賀市情報セキュリティポリシー」とは、「横須賀市情報セキュリティ規則」及び同規則及び第18条第1項に規定する「対策基準」を指す。

横須賀市情報セキュリティ規則

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00002084.html

「対策基準」は非公開のため、受託者のみに提示する。

(5) 機密保持・個人情報保護

受託者は、当該契約の履行にあたって知り得た秘密を、契約中及び当該契約が終了した後も他人に漏らしてはならない。

受託者は、当該契約の履行にあたって個人情報(特定個人情報を含む)又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)並びに横須賀市個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号)を遵守しなければならない。

(6) 調整・協議

当該契約に定めのない事項については、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定める。

(7) 所有権の移転

この契約に基づく成果物の所有権は、委託者の検査に合格し、委託者が成果物を受領したときに受託者から委託者に移転すること。

また、成果物の所有権が委託者に移転したときに、委託者は受託者の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担すること。

(8) 経費内訳の調査

受託者は、この契約の履行に係る要精算経費(一般管理費以外の経費をいう。以下同じ)について他の経費と区別して、その出納を明らかにすること。

受託者は、経費の支出額を用途別に区分して、かつ、その支出内容を証する書類を整理して、請負期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保管すること。

委託者が必要があると認めるときは、経費の用途について受託者へ報告を求め、また実地に調査できること。

(9) 知的財産権

受託者は、成果物の利用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。受託者は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により委託者に生じる一切の損害を賠償すること。

(10) 再委託

受託者は、本契約の全部を第三者(以下「再委託者」という。)に委託することはできない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、受託者は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を受けなければならない。

なお、受託者は、委託者から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更

に再委託する場合についても同様に委託者の承認を受けなければならない。

受託者は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、委託者に対して全ての責任を負うこと。

受託者は、本契約の一部を再委託するときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

5 データ連携基盤の要件

- ① パブリッククラウド上でオープンソースによるデータ連携基盤の構築とし、データは日本国内に保存すること。
- ② 本契約によるデータ連携基盤の提供期間は令和4年1月1日から令和5年3月31日とすること。
- ③ 構築するデータ連携基盤は、内閣府が公表するスマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー（9参考情報を参照）の7章 都市OSに準拠した構成とするが、すべての機能をはじめから具備している必要はなく、当初は最小限の構成・規模で構築し、将来、利用状況により柔軟に機能拡張やリソース拡張を行える構成とすること。
- ④ 令和4年度はデータ連携基盤を用いて、センシングデータの取り込み、オープンデータの取り込み、CKANと連携の実装を予定しており、データ連携に必要な事業者との調整や開発を行うこと。

6 運用支援業務

（1）運用支援期間

令和4年1月1日から令和5年3月31日まで

（2）業務要件

- ① データ連携基盤の動作状況を定期的に確認し本市へ報告を行うこと。
- ② データ連携基盤の資源のバックアップを取得し世代管理を行うこと。
- ③ 使用しているソフトウェアの脆弱性情報等を収集し、必要な修正プログラム等を随時適用すること。
- ④ データ連携基盤の運用・利用に必要なマニュアルを作成し説明会を行うこと。
- ⑤ データ連携基盤及びスマートシティ推進に関して技術的な助言を行うこと。

7 提出物

（1）提出物

- ① 実施計画・体制図
- ② データ連携基盤運用・利用マニュアル
- ③ データ連携基盤
- ④ 運用支援業務報告書
- ⑤ 開発したAPI等のプログラム及びデータモデルに関する資料
- ⑥ 補助金の精算に必要な外注様式及びその他の証拠書類

(2) 提出時期・提出方法

電子データにより提出とし、各提出部数・期限は次のとおりとする

①実施計画・体制図	1部	令和4年11月1日
②データ連携基盤運用・利用マニュアル	1部	令和4年11月30日
③データ連携基盤	1式	令和5年3月15日
④運用支援業務報告書	1部	令和5年3月15日
⑤開発したAPI等のプログラム及びデータモデルに関する資料	1部	令和5年3月15日
⑥補助金の精算に必要な外注様式及びその他の証拠書類	1部	令和5年3月15日

8 その他

- ① 本業務は、総務省情報通信技術利活用事業費補助金（令和4年度地域課題解決のためのスマートシティ推進事業）を受けて実施するものであることから、受託者は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。
- ② 補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、補助事業により整備した設備等の運用状況及び当該設備等に係る収益状況を報告しなければならない。当該報告に当たっては、運用状況として、実績報告書の事業結果説明書に記載した事業終了後5年間における導入したシステムの利用状況等に関する目標の達成状況、補助事業終了後の運用において得られた知見、その他の地域において参考とすべき情報について報告するものとなっており、この報告に関して本事業終了後も必要に応じ協力すること。
- ③ 要精算経費について、履行完了等のために要した経費に関する内訳を示した外注様式及びその他の証拠書類を、業務完了後速やかに提出するものとする。

9 参考情報

- ・スマートシティリファレンスアーキテクチャ（内閣府HP）：
<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html>